

変わります

国民健康保険証の更新方法が変わります

保険証の更新

国民健康保険被保険者証は、3月末日で有効期限が満了します。

例年、地区総務員さんを通じて更新の手続きをしていましたが、今年から郵送（配達記録郵便）で更新することになりました。

3月下旬に送付する予定ですが、次の方々は住民課窓口での更新となります。

- ① 3月中に資格の異動があった方
- ② 国保税が滞納となっている方
- ③ 学生・遠隔地被保険者証の必要な方

介護保険のスタートにより、特別な事情もなく保険税を滞納している人には、次のような措置がとられます。



- 保険証の有効期限が、短くなる場合があります。「短期被保険者証」（有効期限内に役場住民課窓口へ納付相談にお越しいただきます。）
- さらに滞納を続けると、保険証を返していただき、「被保険者資格証明書」の交付を受け医療費の全額を自己負担することになります。支払った医療費は、あとで国保から払い戻しが受けられます。

問い合わせ先 役場国保係 ☎82-8814

固定資産課税台帳の縦覧

（3月1日から3月21日）

あなたが町内にお持ちの固定資産（土地・家屋・償却資産）の課税台帳を税務課の窓口で見ることができ、費用は無料です。

縦覧期間

3月1日（木）から3月21日（水）

縦覧範囲

本人又は同居の親族がお持ちの固定資産課税台帳（第3者が所有している分については、委任状が必要となります。）

軽自動車の変更は3月中に！

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に課税されますので所有状況の変更（転出・名義変更・廃車等）がある場合は、3月中に手続きを済ませてください。

問い合わせ先 役場税務課 ☎82-8804

